

○内閣府令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の施行に伴い、特定商取引に関する法律施行規則及び家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
経済産業大臣 世耕 弘成

特定商取引に関する法律施行規則及び家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令

(特定商取引に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項、第七条第五号、第七条の四第二項、第十三条第二項、第十九条第三項、第二十二條第二項、第二十三條の三第二項、第二十八條第三項、第三十條第三項、第三十一條の三第二項、第三十二條第三項、第三十四條第五項、第三十六條第五項、第三十九條の二の二第二項、第四十三條第三項、第四十五條第四項、第四十六條の三第二項、第四十九條第三項、第五十三條第四項及び第五十五條第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令(平成二十一年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。